

台東区公式ホームページ広告取扱要領

平成19年6月1日
19台総広第52号

（目 的）

第1条 この要領は、台東区広告事業実施要綱（平成19年3月22日付 18台総広第136号。以下「実施要綱」という。）及び台東区広告掲載基準（平成19年3月22日付 18台総広第136号）に基づき、台東区公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（広告の掲載位置）

第2条 広告の掲載は、ホームページのトップページ、各カテゴリのインデックスページとし、その位置は区長が指定する。

（広告の規格）

第3条 広告の規格は、次の各号のとおりとする。

- （1） 大きさは、天地49ピクセル、左右127ピクセルとする。
- （2） データ容量は、20KB以内とする。
- （3） データ形式は、GIF または JPEG とし、アニメーションは認めない。

（広告の掲載期間）

第4条 広告を掲載する期間は1月を単位とし、12月を超えて掲載する場合は、再度申請を要するものとする。

2 広告掲載の始期及び終期は、区長が別に定める。

（広告掲載期間の延長）

第5条 広告掲載期間内に、区の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告掲載の申込み）

第6条 広告掲載希望者は、実施要綱に定める広告掲載申込書に会社概要及び広告のデザイン案を添えて、申し込むこととする。

2 申込みは、原則として先着順で受け付けるものとする。

（広告掲載の決定）

第7条 区長は前条の申込みを受理したときは、内容を審査の上、広告の適否を決定し、その結果を申込者に実施要綱に定める通知書により通知する。

- 2 区長は、前項に基づく広告掲載の決定に際して、仕様の変更その他必要な条件を付することができる。

（広告原稿の作成及び経費）

第8条 前条の規定に基づき、決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、区長の指定する期日までに広告の原稿データを区長へ提出しなければならない。

- 2 広告原稿データの作成にかかる経費は、広告主の負担とする。

（広告内容等の変更）

第9条 区長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると認めたときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第10条 区長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定又は広告の掲載を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- （2） 指定する期日までに広告原稿データの提出がないとき
- （3） 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、又はそのおそれがあるとき
- （4） この要領に違反しているとき
- （5） その他ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき

（広告掲載枠の賃貸借）

第11条 区長は、実施要綱第17条の規定に基づき、広告代理店にホームページの広告掲載枠を賃貸することができる。

- 2 前項の規定による広告掲載枠の賃貸について必要な事項は、区と広告代理店で締結する契約において定める。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

付 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年11月21日から施行する。